

離島供給約款および電気最終保障供給約款の届出について

平成27年12月28日
北陸電力株式会社

当社は、本日（12月28日）、経済産業大臣に平成28年4月1日を実施日とする離島供給約款および電気最終保障供給約款を届出ましたのでお知らせいたします。

昨年6月に成立した改正電気事業法等において、平成28年4月からの電力小売全面自由化後もお客さま保護を図るための措置として、一般送配電事業者※1に対し、離島のお客さま※2への供給や最終保障供給に係る約款を制定する旨が規定されました。

上記を踏まえ、当社は、平成28年4月1日を実施日とする離島供給約款および電気最終保障供給約款を制定し、本日（12月28日）、経済産業大臣に届出ました。

以 上

別紙：離島供給約款および電気最終保障供給約款の概要

※1 一般送配電事業者

平成28年4月以降、現行の電気事業法で規定されている一般電気事業者（10電力）や特定規模電気事業者（新電力）といった区分をなくし、発電事業者・送配電事業者・小売電気事業者ごとに、それぞれ必要な規制を課す体制（ライセンス制）に移行する。

これまでの一般電気事業者は、発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業者のライセンスを取得し、電力事業を行うことになる。

※2 当社における離島は石川県舩倉島が該当。

離島供給約款および電気最終保障供給約款の概要

1. 離島供給約款

概要：電力小売全面自由化以降、構造的に高コスト供給とならざるを得ない離島において、本土と遜色ない料金水準で電力供給を行うことを制定。

対象：離島（舩倉島）で電気をご利用の低圧・高圧のお客さま

実施日：平成 28 年 4 月 1 日

ご選択いただけるメニュー：届出時点で設定している電気供給約款・選択約款・電気標準約款Ⅱのメニュー。

<メニュー一覧>

電圧	メニュー名	
低圧	・定額電灯、公衆街路灯、従量電灯、臨時電灯、 低圧電力、農事用電力、臨時電力	(電気供給約款 のメニュー)
	・時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間 帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯、低圧電力Ⅱ、低圧季節 別時間帯別電力、深夜電力、ホワイトプラン電力、 初回振替契約、低圧蓄熱調整契約、蓄熱ピーク時間 調整契約	(選択約款 のメニュー)
高圧	・業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力、 季節別時間帯別電力、臨時電力、自家発補給電力、 予備電力	(電気標準約款Ⅱ のメニュー)

2. 電気最終保障供給約款

概要：電力小売全面自由化以降、小売電気事業者から電気の供給を受けられない需要家に対して電気の供給（最終保障サービス）を行うことを制定。

対象：当社供給区域の特高・高圧のお客さま^{※1}

（離島供給約款の対象となる舩倉島のお客さまを除く^{※2}）

※1 低圧のお客さまについては当面の経過措置として、現行の電力会社が認可を受けた電気供給約款（平成 28 年 4 月 1 日以降は特定小売供給約款に名称変更）で供給することが義務付けられているため対象外。

※2 離島供給約款において供給が義務付けられているため。

実施日：平成 28 年 4 月 1 日

ご選択いただけるメニュー：最終保障電力 A（業務用）・最終保障電力 B（産業用）・
最終保障予備電力
（現行の電気最終保障約款のメニューと同じ。）

なお、離島供給約款・電気最終保障供給約款とも平成 28 年 6 月 1 日以降のご利用分から、地球温暖化対策のための税率引き上げ相当を電力量料金に反映（1kWh あたり +0.04 円 [税込]）。

以上